

このたび、関連する規則等を改正し、令和元年8月1日以降に交付する運送引受書に手数料等の額を記載することが義務付けられることになりました。

手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている場合は、運賃の割戻し違反として、貸切バス事業者及び旅行者ともに行政処分の対象となりますので、手数料等を支払う場合は、各社毎の安全コストを踏まえた金額となるように設定をお願い致します。

改正を踏まえた運送引受書の参考様式等については、以下のサイトに掲載していますので、ご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000092.html

(3) 車両動態管理システム等の導入補助を開始します！

(配信日：R1.7.5)

運輸部門におけるエネルギー消費量の約3割を占めるトラック輸送において、省エネの取組を行うことは重要となっています。しかし、トラック事業者が単独で当該取組を行うには限界があるため、トラック事業者と荷主が連携して物流全体の効率化を図り、省エネ化を推進していく必要があります。そこで、「トラック輸送における省エネ化推進事業（車両動態管理システム等の導入支援による実証）」を実施し、トラック輸送における省エネ化を推進して参ります。

1. 事業内容

トラック事業者と荷主との連携を要件に、車両動態管理システム等の導入に要する経費（設備費）の一部を補助し、当該システムの活用による輸送の効率化を実証する事業です。

※補助事業の執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社

2. 申請受付期間

1次公募：7月24日（水）～8月6日（火）

2次公募：8月7日（水）～8月20日（火）

3次公募：8月21日（水）～9月3日（火） ※消印有効

詳細は、パシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

(<http://www.pacific-hojo.jp/>)

(4) 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました

(配信日：R1.7.5)

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加傾向を示しています。その中で、心臓疾患は脳血管疾患と並んで最も多く、また、大動脈瘤等の大血管疾患による運転者への影響も考えられることから、事業用自動車の運転者に関する心臓疾患・大血管疾患対策が必要となっています。

このため、国土交通省では、産官学の幅広い関係者からなる「健康起因事故対策協議会」での議論を受けて、心臓疾患・大血管疾患が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。

自動車運送事業者において、本ガイドラインの活用により、心臓健診の受診や治療の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入が拡大することが期待されます。

※本ガイドラインについては、国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイトに掲載しています。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/health.html>

(5)「適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブック」を作成・公表しました。

(配信日：R1.6.28)

国土交通省自動車局では、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、過労運転等による重大事故の発生につながる運転者の長時間労働是正に向けて、運送事業者における適切な運行管理等に役立つICTを紹介するガイドブックを「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において作成し、公表いたしました。

このガイドブックでは、法令で定められた運送事業者が実施すべき事項を示すとともに、実施すべき事項の適切かつ効率的な実施を手助けし、省エネ運転、顧客サービス向上等の経営に役立つツールを紹介しています。

※「ガイドブック」については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03manual/index.html>

(6) ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスに係る留意事項の周知について（中部運輸局発）

（配信日：R1. 6. 28）

運転者の健康状態が急変し、運転の継続が困難な状況に陥ったことによる事故は、事業用自動車においても毎年多く発生していることから、運転者に対する健康管理を適切に行うよう自動車運送事業者の方々にお伝えしているところです。

そのような中、「ドライバー異常時対応システム基本設計書」に基づくドライバー異常時対応システムを搭載した貸切バス及び高速乗合バス車両が昨年から発売されていますが、今般、同様のシステムを搭載した一般路線バス車両が発表され、今後、普及の拡大が見込まれます。

この機会を捉え、中部運輸局では、乗合バス事業者等に対して、一般路線バスの乗客等に本システムの目的や効果、使い方、使用上の注意等を周知するよう通知しました。

「ドライバー異常時対応システム基本設計書」は次のURLをご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001124853.pdf>

詳しくは、次のURL（中部運輸局のホームページ Mission1st運動第1段階）をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

(7) 無人自動運転移動サービスを導入するバス・タクシー事業者のためのガイドラインを策定しました

（配信日：R1. 6. 28）

2020年の実現を目指している限定地域での無人自動運転移動サービス（レベル4）においては、旅客自動車運送事業者は、運転者が車内にいる場合と同等の安全性及び利便性を確保することが必要です。

国土交通省は、旅客自動車運送事業者が、運転者が車内に不在となる自動運転車で旅客運送を行う場合において安全性及び利便性を確保するために対応すべき事項について検討していく際に必要となる基本的な考え方を示すものとして、

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」を策定しました。

このガイドラインにより、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現に向け、その安全性及び利便性の確保を図ってまいります。

※ガイドラインの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000379.html

(8) 7月1日より、トラックドライバーの働き方改革に向けた新制度がスタートします！～改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分の施行～

(配信日：R1.6.28)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により、トラックドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるよう、荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定が新設されたところですが、これらの荷主関連部分については、7月1日から施行します。

1. 背景

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

こうした状況を踏まえ、昨年、議員立法により、[1]規制の適正化、[2]事業者が遵守できる事項の明確化、[3]荷主対策の深度化、[4]標準的な運賃の公示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の改正が行われたところですが、今般、このうち、[3]の荷主関連部分について施行します。

これにより、荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるようにするための取組を一層推進します。

2. 概要

改正貨物自動車運送事業法のうち、上記1. [3]の荷主関連部分について、令和元年7月1日より施行します。

3. 参考（上記1. に記載する[3]の概要）

（1）荷主の配慮義務の新設

荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定を新設。

（2）荷主への勧告制度の拡充

荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されるとともに、荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することを法律に明記。

（3）違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定の新設（令和5年度末までの時限措置）

[1] 国土交通大臣は、「違反原因行為」（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、荷主所管省庁等と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行う。

[2] 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

